



27消安第1990号
27生畜第463号
平成27年6月23日

北海道農政事務所消費・安全部長
農政推進部長
各地方農政局消費・安全部長
生産部長
内閣府沖縄総合事務局農林水産部長

殿

農林水産省消費・安全局農産安全管理課長
生産局畜産部畜産振興課長

平成27年度の蜜蜂被害軽減対策の推進について

農薬による蜜蜂被害の全国的な発生状況をより正確に把握し、事故の発生要因を踏まえた被害防止対策の検討に資するため、農林水産省では、「蜜蜂の被害事例に関する調査・報告について」（平成25年5月30日付け25消安第785号消費・安全局農産安全管理課長通知）を発出し、蜜蜂の被害事例のうち農薬の関与が疑われるものについて、平成25年度から平成27年度までの3年間の蜜蜂被害と周辺作物の作付状況及び農薬の使用状況との関連性等の情報を収集している。

平成25年度の調査結果に基づき、平成26年6月に「平成26年度の水稲の開花期に向けた蜜蜂被害軽減対策の推進について」（平成26年6月20日付け26消安第1685号消費・安全局農産安全管理課長、26生畜第411号生産局畜産部畜産振興課長通知）を発出し、蜜蜂被害軽減対策の推進をお願いしたところである。

今般、平成26年度の調査結果について取りまとめ公表を行ったところであるが、解析の結果、

- ① 蜜蜂被害は、25年度と同様、水稲の開花期及びその前後に多く、水稲のカメムシ防除に使用した殺虫剤を直接浴びたことが原因の可能性があると考えられたこと
- ② 周辺に水稲が栽培されていない地域等でも被害事例が報告されたが、周辺の農作物との関係を解析するためには、使用された殺虫剤の情報が不十分であったこと
- ③ 26年度に呼びかけを行った結果、水稲のカメムシ防除時期においては、農薬使用者からの情報提供の改善が認められたが、個々の養蜂家まで十分に情報が伝わっていない場合もあったこと
- ④ 25年度に比べ被害が減少した地域では、水田の近くに巣箱を設置しない、農薬を粉剤から粒剤に切り替える、蜜蜂の活動が盛んな時間帯の農薬散布を避ける等の取組

みが行われていたことが明らかになった。

これらのことを踏まえ、蜜蜂被害を軽減するため、下記の事項を貴管下の各都道府県に対し、周知・指導願いたい。

なお、下記の事項を推進するに当たり、必要に応じて消費・安全対策交付金を活用されるよう合わせて周知願いたい。

記

(1) 蜜蜂の被害に関する認識の共有

都道府県の畜産部局及び農薬指導部局等においては、県の普及指導員や病虫害防除所の職員、農薬使用者、養蜂家、農業団体、養蜂組合等関係者に、以下の事項を広く周知すること。

- ・ 水稻の開花期のみならずその直前及び開花期後 2 週間程度の時期においても、水田周辺の蜂場の蜜蜂が水田に飛来することがあること。
- ・ カメムシ防除のために水田に散布する殺虫剤の暴露により蜜蜂の被害が生じる可能性があること。

(2) 情報交換の更なる徹底

25年度の調査結果と比べ、水稻の開花期においては、関係者間の情報共有の改善がみられたが、個々の養蜂家まで情報が伝わらないなど、情報共有が必ずしも徹底していない事例も見受けられるため、以下を実施すること。

- ① 都道府県の畜産部局は、養蜂組合等の協力を得て、蜂場の設置される可能性のある場所の情報を都道府県農薬指導部局、農業団体等に伝えること。
- ② 都道府県の農薬指導部局は、農業団体等の協力を得て、蜂場の設置される可能性のある場所の周辺（蜜蜂の飛翔範囲を考慮すると通常蜂場から半径約 2 km の範囲）の水稻のカメムシ防除の時期*、農薬の散布計画等の情報を都道府県畜産部局、養蜂組合等に伝えること。その際、無人ヘリコプター以外による農薬散布についても、地域の農業協同組合等が作成する防除暦等から情報を整理し伝えること。
- ③ 都道府県の農薬指導部局は、農業団体等の協力を得て、蜂場の情報（蜂場の場所、巣箱の設置期間）を周辺の水稻農家等に伝えること。
- ④ 都道府県の畜産部局は、養蜂組合等の協力を得て、水稻のカメムシ防除の時期*、農薬の散布計画等の情報をあらかじめ個々の養蜂家まで伝えること。
- ⑤ 周辺に水稻が栽培されていない地域等でも被害事例が報告されたことから、都道府県の農薬指導部局は、農業協同組合等の作物部会、防除組合等の協力を得て、水稻に加え、一定の面積でまとまって栽培されている、あるいは共同防除を実施している作物に農薬を使用する場合は、農薬の散布計画を畜産部局を通じて養蜂組合等

に伝えること。

*開花期直前～開花期後2週間程度。地域ごとの防除実態、その年のカメムシの発生状況等により異なる。

(3) 被害軽減のための対策の推進

都道府県の農薬指導部局及び畜産部局は、農業団体や養蜂組合等と相談しつつ、地域において協議会を設けるなど、地域の実態に合わせて、以下の対策を行う。

- ① 養蜂組合等の協力を得て、「蜜蜂がカメムシ防除の殺虫剤に暴露する確率が高い場所」（水田で囲まれた場所、周辺に水稻以外の花粉源が少ない場所）ではできるだけ巣箱の設置を避けるか、水稻のカメムシ防除実施時期*に巣箱を退避させるよう、養蜂家への指導を行うこと。
- ② 農業団体等の協力を得て、
 - ・蜜蜂の活動が最も盛んな時間帯（午前8時～12時まで）の農薬の散布を避け、できるだけ早朝又は夕刻に散布する
 - ・蜜蜂が暴露しにくい形態（粒剤の田面散布）の殺虫剤を使用するなどの対策を実施するよう、引き続き水稻農家への指導を行うこと。
- ③ 退避等の対策の実施に当たっては、巣箱の移動手段の提供、共同の退避場所の設置等、地域の実態を考慮した取組みを検討すること。

*開花期直前～開花期後2週間程度。地域ごとの防除実態、その年のカメムシの発生状況等により異なる。

(4) 農薬の使用上の注意事項の遵守

今般、農薬メーカーに対して、農薬ラベルを見た農業者が、養蜂家との情報交換を徹底できるよう、農薬の使用上の注意事項について見直しを要請したところである（別紙）。都道府県の農薬指導部局は、これまでも農薬適正使用の推進に努めて頂いているところであるが、使用上の注意事項が見直された後も、引き続き、農薬使用者が使用上の注意事項を遵守するよう指導を徹底すること。



(別紙)

27消安第1991号

平成27年6月23日

農薬工業会会長 殿

農薬工業会以外の農薬製造者、農薬輸入者又は国内管理人若しくはその代表者 殿

農林水産省消費・安全局農産安全管理課長

蜜蜂の被害防止に向けた農薬の使用上の注意事項の見直しについて（要請）

農林水産省では、農薬による蜜蜂の被害の全国的な発生状況を把握し、被害防止対策の基礎資料とするため、平成25年度から平成27年度までの3年間で、被害事例に関する調査を実施しているところである。

今般、平成26年度の調査結果をとりまとめた結果、蜜蜂被害は、昨年と同様、水稻の開花期及びその前後に多く、水稻のカメムシ防除に使用した殺虫剤を直接浴びたことが原因の可能性があると考えられた。また、周辺に水稻が栽培されていない地域等でも被害事例が報告され、蜜蜂から殺虫剤成分が検出された。

昨年水稻の開花期に向け、農家と養蜂家の情報共有の徹底等と呼びかけた結果、カメムシ防除については、農家から農薬の使用時期等の情報が提供される等改善がみられた。一方、個々の養蜂家まで情報が伝わっていない事例もあった。

平成25年度に比べ被害が減少した地域では、水田の近くに巣箱を設置しない、農薬を粉剤から粒剤に切り替える、蜜蜂の活動が盛んな時間帯の農薬散布を避ける等の取組みが行われていた。

これらを踏まえ、農林水産省としては、引き続き、養蜂家と農家の情報交換を徹底するとともに、地域の実態に合った被害軽減のための対策を推進するよう、本日付で「平成27年度の蜜蜂被害軽減対策の推進について（平成27年6月23日付け27消安第1990号・27生畜第463号農林水産省消費・安全局農産安全管理課長、生産局畜産部畜産振興課長通知）」（別紙）を発出したところである。

今後、農薬のラベルを見た農薬使用者が養蜂家との情報交換を徹底できるようにするため、できるだけ速やかに、ラベルに記載されている農薬の使用上の注意事項について、周辺で養蜂が行われている場合には、農薬使用に係る情報を関係機関（都道府県の畜産部局や病害虫防除所等）と共有する等、蜜蜂被害の軽減に資する内容に見直すよう要請する。